

総合馬術シットイン・シャドウジャッジ実施細則

第1条 総則

この細則は、総合馬術審判員の上位資格へ昇格するための取得要件として求めたシットインまたはシャドウジャッジの諸条件を取り決めたものである。

第2条 シットイン・シャドウジャッジ

1 シットイン

実際の競技会で、メンタージャッジ（総合馬術本部が指名するS級もしくは1級審判員）の横に座り、各運動についてメンタージャッジとの議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。メンタージャッジから適宜行われる、運動項目の採点やコメント等に関する問いに答え、競技終了後にそれらについてディスカッションを行う。その上でメンタージャッジから総合馬術における馬場馬術の審査技能について評価を受ける。

2 シャドウジャッジ

実際の競技会で当該課目の担当ジャッジとは異なる位置（適切に採点ができる場所）に座り、各運動について実際の審査用紙を用いて採点を行う。競技終了後、メンタージャッジと馬のクオリティ、運動項目の評価や総合観察に関する議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。それらの議論を踏まえ、メンタージャッジから総合馬術における馬場馬術の審査技能について評価を受ける。

第3条 シットイン・シャドウジャッジを実施する対象課目とメンタージャッジ

総合馬術2級審判員を目指す者

対象課目：公認競技会におけるEV80・EV90およびEV100の認定課目

メンタージャッジ：総合馬術本部が指名する審判員

総合馬術1級審判員を目指す者

対象課目：公認競技会におけるEV100以上の認定課目

メンタージャッジ：総合馬術本部が指名する審判員

第4条 シットイン・シャドウジャッジを受ける条件

シットインまたはシャドウジャッジを受ける者は、当該競技会の主催者にシットインまたはシャドウジャッジを希望する旨を申し出、主催者と審判長の同意のもとに許可を得なければならない。

第5条 シットイン・シャドウジャッジの評価

メンタージャッジによる評価（評価表）に基づき評価される。

取得要件は、以下のとおりとする。

- (1) 直近3年間に、評価表の【総合評価】で「可」の評価を3回以上獲得していること。
- (2) 1競技を1回の実績としてカウントし、1つの競技ではおおむね5頭以上が出場していること。
- (3) 必要としている3回の実績は異なるメンタージャッジからの評価を必要とする。

附 則 この細則は、令和5年4月1日から施行する。